

令和8年2月25日開会
令和8年3月13日閉会

令和8年

第1回定例会会議録
(2日目)

小豆島町議会

開議 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いします。

本日は、大変お忙しいところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を始めます。（午前9時30分）

それでは、日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（谷 康男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

また、議会広報作成のため、職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、1つ、小豆島で外国資本の土地の購入はあるのかということで、町長の答弁を求めたいと思います。

昨今、山口県笠佐島で起こっている中国籍の土地購入問題、また北海道ニセコで起こっている外国人の不動産購入を起因とした不動産高騰、また首都圏、阪神圏での外国人の投資的な不動産購入など社会現象の報道がされています。

そこで、このたびの衆議院選挙の争点の一つでもあった外国人並びに外国資本の土地購入が小豆島でどのようになされているのか、伺いたいと思います。また、高市総理所信表明演説で、土地取得等のルールのあり方について検討を進めてまいります。そのために、新たな担当大臣を置きましたということで、社会問題になってきていると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、外国人並びに外国資本の土地購入の現状について

ご質問をいただきました。

議員のおっしゃる笠佐島やニセコにおける外国人の土地取得に関する報道は承知しておりますが、現在日本では、土地を取得する際に国籍に基づく制限がございません。本町では、土地の所有者の異動につきましては、法務局からの通知によって把握しておりますが、登記の要件に国籍が含まれておりませんので、町が国籍を把握することは困難となっております。

一方で、法務省は、個人が、不動産の所有権移転登記をする際に国籍情報の提供を義務づける方針で、令和8年度に運用を始めると承知しております。これにより不動産取引の実態が明らかになるものと考えますが、外国人を含めた今後の土地制度のあり方は、外交等の観点から国において議論するべきものと考えますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、小豆島における外国人並びに外国資本の土地購入の現状につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 私からは、外国人並びに外国資本の土地購入の現状についてお答えさせていただきます。

町長答弁にもございましたように、現在登記情報に国籍が含まれていないことから、所有者の国籍を容易に判断できる手段はございません。しかし、個別の届出や許可申請に国籍の記入を求めているものがございます。具体的に申しますと、国土利用計画法に基づく土地売買等届出書と農地法第3条第1項の規定による許可申請書でございます。国土利用計画法に基づく土地売買等届出書は、一定規模以上の大規模な土地売買等の契約を締結した際に届け出るもので、施行規則の改正により、令和7年7月以降、国籍等を記載することとなっております。現在のところ、本町においても、また土庄町においても外国人による届出は確認されておりません。

また、農地法第3条第1項の規定による許可申請書は、農地の所有権移転等の許可申請で、事務処理要領の改正により、令和5年度以降、国籍等を記載することとなっております。現在まで本町で2件の許可申請がされており、土庄町では0件と聞いております。

いずれにしましても、全ての土地所有者の国籍や外国資本の有無を把握する手段、手法はございません。今後、国において議論、制度整備がなされるものと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 購入されてしまったら、それまでというふうな感じがします。その辺、国のほうでもやる中で、地方としてもいろんな面でデメリットが出てくると思いますので、その辺の把握はきちんとしていくべきものだと思いますが、農地法の方で2件あるというふうにお伺いしましたが、その辺はどのあたりのところのものかいうんをお知らせください。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

外国人が土地を取得した2件につきましては、いずれも町内の在住者によるものです。神懸通と坂手地区でございますが、いずれも農地でございます、オリーブや果実を栽培しているということが確認できておりますので、外国人ではございますが、外国資本の投資的な土地の取得ではないというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） また、土地の取得に関しては、総合的に同じような制度の中でやっている国の指導やったら、別に問題ないのかなというふうな意識はありますけど、中国とかいうふうな分になってくると、中国では日本人は買えませんから、そういうふうな部分での注視いうんは必要やと思いますので、その辺的確に処理されるようお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（谷 康男君） 3番河井修議員。

○3番（河井 修君） 私からは1点、ウミホテルを小豆島の観光資源にということで質問させていただきます。

皆さんはウミホテルをご存じでしょうか。ウミホテルといっても、東京湾に浮かぶパーキングエリアではありません。また、よく混同しますが、夜光虫でもありません。夜光虫は植物性プランクトンで、こちらのウミホテルは、エビ、カニの仲間の体長3ミリ程度の甲殻類です。刺激を受けると青白く光る特徴を持っています。このウミホテルの存在に気づいた町内のある人が、去年の夏からウミホテルの観賞会を実施したところ、青白い幻想的な光が観光客にも島民にも人気となり、19回の開催で延べ1,200人が訪れるイベントになったそうです。私も1度見に行きましたが、なかなか面白いもので、参加した皆さんも楽しんでおりました。

また、ネットを見ますと、香川県下では三豊市の栗島の宿泊施設が、このウミホテルを宿泊プランに載せておりました。ウミホテルの観賞会をプランとしてやっているそうです。小豆島でも、このウミホテルの観賞会を、新しい夜型自然体験型観光資源として、観

光客誘致につなげるべく、町として取り組めることはありませんかということをお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井議員から夜間自然体験型観光資源に関するご質問をいただきました。

小豆島における観光の潜在的な課題として、宿泊と食事場所の不足、繁閑の差、二次交通の充実のほか、通過型観光から宿泊型観光への推進、すなわち旅行消費額単価アップなどがあり、議員ご指摘の夜型観光資源、いわゆるナイトコンテンツの強化についても、観光客誘致につながるとの認識は共感するところであります。

ご質問のウミホテル観賞会につきましては、自然体験を取り入れた町内有志によるイベントとして、議員ご指摘のとおり、去年はオリーブビーチをメインに19回開催し、島内外の幅広い年齢層がお越しになり、大変好評だったと伺っております。今年は、5月から10月にかけて14回の開催を計画されているようで、小豆島観光協会において情報発信を行うほか、町としましても、オリーブナビ駐車場の利用や問い合わせへの対応など、主催者と協議の上、観光協会とも連携しながら、できる限りの協力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 河井議員。

○3番（河井 修君） どうもありがとうございます。

町長の答弁にもありましたけれども、去年始めた人が、今年も暖かくなったらまた始めるらしいので、皆さんもぜひ一度見に行ってみてはいかがでしょうか。これで質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は3点について質問を行います。

1点目は、町民のバス運賃の割引をとということです。

昨年、バス運賃が引き上げられたことで、多くの町民から運賃が上がって負担が大きい、出かける回数を減らしたなどの声が出されています。中には、夫婦2人で病院に行くと言復2千円、病院代より高くかかるとか、バスに乗らずに頑張って歩いて病院に行っているという声も聞きました。そんな町民の声は届いているでしょうか。特に、車に乗れない高齢者が買物や通院に自由に出かけられ、社会活動の範囲を広げることは、最低限保障されなければならないのは当然だと思います。もちろん、自治体は、困難な高齢者の外出支援策だけでなく、元気な高齢者にはもっと外出してもらう政策、さらに全ての住民の移

動に配慮した政策を実施しているかも問われると思います。

そこで、町民の負担を軽減し、外出支援をするとともに、多くの人に乗ってもらうことで公共交通を守るためにも、町民のバス運賃の割引を求めますが、どうでしょうか。ちなみに、土庄町豊島では、島民に島民割証を発行して、豊島シャトルバスの島民割引が行われていると聞いております。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、町民のバス運賃割引についてご質問をいただきました。

オリーブバスでは、2024年問題による運転手不足に加え、原油価格の高騰や車両の老朽化に伴う修繕費の増加など、経営環境が非常に厳しい状況にあり、1億円を超える国、県、2町の補助金がなければ運営できない状況であったことから、運転手確保と経営改善を図るべく、昨年4月からオリーブバスの運賃改定を行うとともに、運転手の給与ベースアップを行ったところであります。

一方、豊島シャトルバスの利用者は、大半が観光客であり、収支均衡が図られていることに加え、昨年4月の運賃改定で観光客の運賃を倍にしたことから、本年度には黒字が見込まれていると伺っております。まさに、我々小豆島が目指す観光により持続できる島の姿を体現しているものと考えております。しかしながら、豊島とは人口規模が大きく異なるため、同様の島民割引制度を小豆島でそのまま採用することは困難であり、特に交通系ICカードを利用する場合、運転手が毎回料金設定を行う必要があり、労務負担の増大やバス遅延の発生が懸念されます。

このため、昨年6月議会で例示した前橋市や、最近報道された京都市営バスなど、マイナンバーカードを利用した割引方法のほか、千葉県の「山万ユーカリが丘線」で導入されている顔認証による割引方法なども検討してまいりましたが、いずれも初期投資が大きく、現状のオリーブバスの経営状況では導入が極めて難しいと判断しております。

私は、住民の暮らしに直結する公共交通は小豆島の持続性に欠かせないものであり、何としても守っていかなければならないものと考えております。豊島シャトルバスのように、観光客の利用増が収支改善につながれば、住民負担の軽減策を講じることが可能であると考えておりますので、今後もオリーブバス及び土庄町と連携し、持続可能な公共交通の確保に向けて協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、豊島シャトルバスやオリーブバスの詳細につきましては、担当課長から答弁させ

ます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、豊島シャトルバスの島民割引制度と、オーリーバスの現状についてお答えいたします。

豊島シャトルバスは、令和6年度実績で約4万2,000人の方が利用しており、その9割以上が豊島美術館前に停車する唐櫃線の利用者であり、観光客の利用が多く、運行収入により収支均衡が図られておりました。加えて、昨年4月からの運賃改定では、島民運賃を200円のまま据え置き、島民以外の方については400円とした結果、令和7年度には約1千万円もの黒字が見込まれており、新たなバス車両の購入等の設備投資にその財源を活用すると伺っております。このように、観光収益を住民に還元する好循環が生まれている状況で、まさに小豆島観光ビジョンの掲げる目指すべき姿でございます。

一方で、オーリーバスの状況を申しますと、上限運賃300円を導入して以降、利用者が増加し、第10期には80万人を超えましたが、コロナ禍で大きく減少しました。昨年の第16期では64万人まで回復しているものの、経常損失は約1億円弱であり、運賃改定による3,500万円の改善を加えても補助金なしでは運営できない状況であり、持続可能な公共交通機関には至っていないと考えております。また、令和元年度までバス車両の更新を行わないなど、設備投資を極力避けてきたため、今となっては修繕費等に大きな影響が生じており、当初の上限300円の運賃では、持続可能性に問題があったことも事実だと認識しております。

したがって、現時点で島民割引制度の導入は考えておりませんし、一方で高額運賃が利用者離れを招き、民間バス事業者が撤退した過去の教訓もあることから、これ以上の運賃値上げは慎重に対応する必要がございます。まずは、鍋谷議員も同じお気持ちであると存じますが、最優先の課題である運転手の賃金アップ、休日の拡大等処遇改善に全力で取り組みたいと考えております。将来的に観光客を含む利用者が増加し、収支改善が進み、持続可能な運営が見込まれる段階になれば、島民割引制度の導入も含め、オーリーバス及び小豆2町で検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町長も言われましたけれども、以前定額にする前には800円、900円とバス代がかかって、それが300円ということで皆さん喜んで、たくさんの方が乗っていただけたと思います。それがまた500円に上がったということで、本当に

特に物価高で、年金者の方とか生活が苦しい中、バス代がきついという声も、先ほども言いましたけれども、たくさんいただいております。

さっき豊島の話もされました。観光客の方にたくさん来ていただいて、観光客の方の運賃を上げる。同じことやとは思いますが、それはできないのか、ちょっとお尋ねしたいんですが、観光客にも乗っていただくし、生活路線でもあるオリーブバスということですので、観光客の方には、観光にいらしてるのでたくさんバス代を払っていただいてもいいのではないかと思います、その逆のお考えというのはどうなんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 鍋谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおりでございます、いかに観光で訪れた方から一部の負担をいただくというのは、もっともお考えでございます、実は予算委員会のほうでも少しお話をさせていただきましたが、令和8年度の11月、これは紅葉のシーズンでございますが、この11月の期間は寒霞溪のシャトルバス、オリーブバスのほうに担っていただく予定でございます。1日フリー切符という1,600円の観光客用の切符がございますが、そちらの1,600円を試験的に2千円にして、どのぐらいの収支改善が見込まれるかということを実験的にやりたいと考えてございます。

我々オリーブバス、それから土庄町さんと定例的に会議を設けておりますけれども、その中で、その結果を踏まえながら観光客の運賃をどうするかというのを、これからはしっかりと議論していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町民割ということについては、今は難しいということですが、今言われたような観光客からたくさん払っていただくということも含めて、今後どういうふうを考えていくのかについてちょっとお尋ねしたいんですが、町民全体、町民割を求めているんですが、高齢者への補助制度、これは全国でいろんな形でやられてるんですね。シルバーパスとか敬老パスとかそういう制度もありますし、年会費を払って一定期間バスに乗り放題になるとか、高松市では70歳以上の方が対象のゴールドI r u C aの制度があります。公共交通機関の運賃が半額になると。そのほかいろんな町で、高齢者に対するフリー乗車券の交付だとか、定期券の交付だとかの形で行われているんですね。そういうことも一つの手段として、お金のかかるマイナンバーとかそういうことではなくって、いろんな方法があると思うんですが、今後ぜひ検討をしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 再質問にお答えさせていただきます。

私も、全国的な事例は把握しております。高松市の事例も当然把握してございますが、やはり高齢者福祉全体を考える必要があるかと思えます。限られた財源の中でどういった社会保障制度を組み上げていくかという政策全体のお話の中で、バスに関して、移動に関してどういった施策を打つかというのは、やはり公共交通の視点のみならず、介護であるとか、あるいは障害福祉であるとか、様々な社会保障制度の中で、全体のバランスを考えながら、限られた財源をいかに配分するかっていうのは、今後もしっかりと頭に置いて検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ぜひ、町民の皆さんの声も聞いていただいて、検討をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

補聴器の購入補助をということです。

加齢性難聴については、補聴器のことについてはこれまでも取り上げてきましたが、日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となり、孤独や認知症の危険因子になると言われています。加齢性難聴者にとって、補聴器は高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものです。日本補聴器工業会の調査では、難聴だと感じている人の補聴器所有率は約15%と低く、その要因の一つは、補聴器の多くは1台10万円以上と高額なことにあります。保険適用にならないため、全額自己負担です。しかし、今補聴器の公的助成を独自に行う自治体が全国で500を超え、3年で4.5倍に増えている実態もあります。残念ながら、香川県下の自治体ではまだゼロですが、県が新年度予算案に補聴器購入費を補助する予定だと報道されました。

2月15日付の四国新聞のこういう記事が出ました。一部紹介します。

健康寿命の延伸を目指す香川県は、来年度新たな認知症対策として、危険因子の一つとされる加齢性難聴に焦点を当て、補聴器の購入費の補助に乗り出す補助制度を設けることで、まずは認知度の低い加齢性難聴を知ってもらおうのが狙い、都道府県が独自に補聴器購入補助を行うのは全国初という、県の新事業では、各市町が開く介護予防教室などに言語聴覚士を派遣し、65歳以上の高齢者に加齢性難聴の簡易検査を行う。結果に応じて耳鼻科の受診を促し、補聴器の使用が必要と診断されれば、1人3万円を上限に購入費を補助す

る。簡易検査と併せ、難聴と認知症との関連や、補聴器の正しい使い方について説明する場も設け、普及啓発を進める。県が、24年度から要介護の要因の1位でもある認知症の対策を本格的に取り組み、オリジナルの認知症予防プログラムを開発するなど、各種対策を進めている。こういう記事です。

お尋ねします。本町でも、この機会に県の制度に上乗せする形で補助を実施してはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問の補聴器の購入補助についてお答えをいたします。

年齢を重ねることで徐々に聴力が低下する加齢性難聴は、周囲とのコミュニケーションを困難にし、社会的孤立や活動量の低下につながる要因となることから、認知症発症の危険因子の一つと言われております。しかし、根本的な治療が困難であり、本人や家族が気づかないうちに進行することが多く、適切な支援や早期受診につながりにくいことが課題となっていることから、本町では町のホームページや広報紙、リーフレット、介護予防教室等を活用し、難聴と認知症の関連性等について周知啓発に努めているところでございます。

このような状況の中、香川県の令和8年度当初予算案に加齢性難聴対策推進事業が盛り込まれたことは、聞こえに不安があっても、病院受診や補聴器の使用をためらう方々の背中を押すきっかけとなり、本町の認知症対策における大きな前進につながると考え、当該事業の対象要件である加齢性難聴の理解増進を目的とした介護予防教室の開催に向けて、準備を進めることとしております。

議員ご提案の町独自の上乗せ補助についてですが、まずは県の新事業の町内の対象者に漏れなくご活用いただけるよう、効果的な周知方法の検討と、相談体制の充実を優先的に進めるとともに、事業の効果、充足度を見極める必要があると考えております。その上で、国や県による難聴対策の動向も注視しつつ、町が取り組むべき施策について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 県の事業について、町も積極的に取り組んでいただけるということで、それはぜひ進めていただきたいと思います。

それで、1つは国に対して、かつて白内障の手術が保険適用にならなかったときに、全

国で運動が起きて、白内障の保険適用ができました。そういう形で、やっぱり補聴器も保険適用にしてもらおう、そういう要望といたしますか、全国で自治体が独自に補助を行っている、増えている中で、国に対してそれを強く求めていただきたいと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員の再質問にお答えいたします。

これについては、やっぱりある程度県単位とかで要望する必要がございますので、香川県町村会を通じて国のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほど言いましたけれども、補助金助成を行う市区町村の数ってというのが、去年の11月10日時点ですけれども518あります。その後ちょっと増えてると思うんですけれども、その中で市区町村がゼロってというのが、中に香川県が入っているんですね。この時点では、あと石川県、福井県です。ほかの自治体は、少なくとも1つの自治体では助成を行っているという、そういうことなんで、私が町長にお願いしたいのは、やはり福祉とか教育に力を入れていただいて、学校給食費が県下で1番に無料になったように、補聴器の補助も香川県で小豆島町が1番にできたというと、町民もうれしいし、誇らしいと思います。そういうこともお願いしたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のおっしゃることは本当によく分かります。私も、年齢とともにちょっと耳が遠くなりつつありますんで、この加齢性難聴、これは本当に深刻なものであるということは理解しておりますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ぜひ、1番に購入補助をしてください。

3番目、最後の質問です。

教育費の負担軽減をということです。

今回、町長の施政方針において、小・中学校の給食費の無償化に続いて、保育所の保育料、幼稚園、保育所の給食費の無償化が言われました。これが実現することは、多くの保護者から大変喜ばれることでありまして、大いに歓迎したいと思います。しかし、小・中学校の義務教育については無償と憲法で規定されていますが、小・中学校に進学すると、教材費や学用品費、遠足、修学旅行、制服、標準服、体操服などが必要で、基本的に自己

負担となっています。特に、子供の数の多い家庭では負担が大きいです。今、物価高騰の中で子育て世代は大変です。子育て世代の負担軽減のために、義務教育のそれらの費用の一部を補助する、そういう取り組みも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、岐阜県山県市では、子供たちが授業で使用するドリルや市販のテスト、図工で使う画用紙などの教材費を2025年度から無償とし、公費化、学校で一括して購入し、全ての児童・生徒に無償で配布することで保護者の負担を軽減しているそうです。また、小・中学校の修学旅行費用の無償化に踏み出す自治体が全国で広がっています。2025年度は、東京葛飾区、墨田区、荒川区、品川区で始まっているようで、徳島県鳴門市は、子育て世帯の負担軽減などのため、市立小・中学校の修学旅行について無償化すると報道がありました。埼玉所沢市でも、小・中学校の修学旅行費用の無償化のための予算を計上したそうです。

町長も、子供たちは地域の宝、町の未来だと言われてました。少子化の中、本当に苦勞して子育てされている若い人たちのためにも、子供たちのためにも、この教育費の負担軽減の検討、実現を求めますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、教育費の負担軽減についてご質問をいただきました。

本町では、小・中学校の給食費無償化に続き、令和8年度から幼稚園、保育所と認定こども園などの保育料及び給食費の無償化を予定しており、子育て世帯の負担軽減となる様々な施策を積極的に進めているところでございます。義務教育の無償につきましては、憲法第26条第2項において、「義務教育はこれを無償とする」と規定されておりますが、判例及び通説におきましては、これは授業料を徴収しない趣旨であると解されております。現在、教科書につきましては、教科書無償措置法に基づき無償となっておりますし、タブレットは無償貸与となっております。

一方で、教材費や修学旅行費、制服、体操服等につきましては、児童・生徒が個人として使用、消費、所有する性格のものであり、教育そのものの対価とは区別されるものとして取り扱われております。また、教材費については、各学校、各学年によって毎月の集金する金額が異なることから、対象範囲の整理や、公平性の観点についても慎重に判断する必要があります。経済的に困難な家庭に対しましては、就学援助制度により学用品費、修学旅行費等の支援を実施しており、必要な家庭に対する一定の配慮は制度上講じられておりますので、現時点では無償化する考えはございません。

今後につきましては、他自治体の動向を踏まえながら、教育環境の充実と保護者負担のあり方について引き続き研究してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、就学援助制度のことを言われました。この制度は、所得に応じて援助がされるということなんですけれども、この制度の基準についても各自治体によって異なっています。就学援助の対象を広げる、そういう考えはありませんか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 先ほど言われました就学援助制度の基準につきましてですけれども、一応7つあります。町民税が非課税、または減免されていること、2つ目が固定資産税が減免されていること、3つ目が健康保険税が減免、または猶予されていること、4つ目、国民年金保険料が減免されていること、5番目に児童扶養手当を受給していること、6番目が生活保護の停止または廃止を当該年度に受けていることと、あと7番目にその他教育委員が特に必要と認める場合としておりますので、幅広く受け入れるようにしておりますので、これ以上の拡充については今のところ考えておりません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） どれぐらい幅広くってというのがちょっと分からないんですけれども、例えば修学旅行だけでも全員の子供たちに補助をするっていうことも考えられるのかなと思います。そういう条件をつけるのではなく、それで今いる子供たちだけでなく、小豆島に移り住んでこようかと思っている移住者にも、そういう小豆島町の施策が幅広くあれば、選ばれるまちになる一助になるのかなっていうことも考えますが、何か義務教育の世代に対する施策として、今後検討していくというお考えはないですか、町長。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 今回、令和8年度から小学校の給食費が国、県の無償化になったことで、その財源を使って、今回幼・保の保育料、給食費、こちらを無償化することといたしました。何もかも一遍にいくわけにはまいりませんので、今後の検討課題として、一つ一つどういった施策をすることがいいのか検討してまいりたいと思います。それは、当然学用品費であったり、修学旅行費であったり、そのことも含めて今後の検討にさせていただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ぜひ検討して、実現をしていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（谷 康男君） 7番高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） 7番高橋です。

私は、新小学校の通学方法について質問します。

教育委員会の方針は、吉田から橘、西村、坂手、苗羽はスクールバスでの通学、安田、草壁は徒歩での通学と聞いております。安田からの通学路は道が狭くて、歩道も少ない。交通量も多くて非常に危険であり、交通事故につながる可能性もあります。また、小学校正門から丸島醤油さんまでの道路の工事ですけれども、来年4月小学校開校時から始まって、5年程度かかるというふうに聞いております。その間、スクールバス、せいけんじこども園を含めて、子供を送迎する保護者、工事用の車両等たくさんの車が走るようになり、危険度が高くなります。

統合準備委員会の中で、安田小学校のPTAのほうから要望が出ていると思うんですけども、現段階では1年生から3年生まではスクールバスでの通学、4年生から6年生までは徒歩通学というような方針ということになりそうだというふうに聞いております。先ほど申し上げたとおり、通る車の数も多くて危険度の高い、交通事故が起こる可能性もあり、死亡事故につながるおそれのある通学路です。事故が起きてからは遅いです。町の未来を託す子供たちなので、危険な通学路を徒歩通学することになる安田の子供全員をスクールバスで通学させることができないでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 高橋議員から内海小学校への通学方法についてご質問をいただきました。

内海小学校の通学方法については、県内の他市町のスクールバスの対応状況が、2キロメートル、または2.5キロメートル以上であること、土庄小学校のスクールバスの運行状況、本町のこれまでのスクールバスの運行状況につきまして総合的に判断した結果、徒歩通学距離について、新小学校からの直線距離で1.5キロ以内を目安にいたしました。その上で、統合準備委員会において、事務局案として、小学校からの直線距離で1.5キロメートルを目安に、西村地区を除く星城校区児童、安田校区のうち安田及び木庄地区児童を徒歩通学の対象とする案を提示いたしました。この案に対しまして、安田地区自治会及び安田小学校PTAから全児童のスクールバス通学の要望があり、最低でも開校後の道路工事が完了するまでは、安田地区全児童のスクールバス通学への検討をしてほしいとの要望がございました。

内海小学校開校時の安田地区児童は60人余りであり、全児童がスクールバスを利用する

と、新たにバス2台、運転手2人が必要になることや、運行ルートの問題があります。オリーブバスなどの運転手不足の状況や、運行ルートは路線バスを運行しているルートが基本となるため、対応可能な案として、1年生から3年生までの低学年児童17人程度を対象に、福田方面及び苗羽方面からのスクールバスを利用するという提案をさせていただいております。

また、安田片城草壁線の拡幅工事中は、丸島醤油側から新小学校へのスクールバスが通行できなくなります。このため、役場前から安田片城草壁線を左折して、西方向へスクールバスが運行する案を検討しておりましたが、ご要望を受けまして、その道路工事区間につきましては、スクールバスを運行させない方法として、例えばせいけんじこども園付近でスクールバスの臨時乗降場所を設けて、そこから徒歩で児童が通学する案について現在検討を進めております。

いずれにいたしましても、児童の安全確保は最優先課題でありますので、通学路の安全点検の徹底、必要な交通安全施設の整備、見守り体制の強化など交通安全対策を講じてまいります。安田自治会、安田小学校の保護者の皆様と十分に協議を行い、ともに納得していただける通学方法を決定できればと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申しまして、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

私もこれが気になるんで、つい先日ですけれども、7時半ぐらいから、3つのコースが考えられます、安田から新小学校への通学路は。1つは、縄手池の下の交差点、小学校の下ですけれども、そこから木庄、片城、内海小学校という、これは要するに植松以外のの子供が通る道になると思います。道の狭いところは非常にカーブも多くて、より危険であって事故の可能性が高いと思います。2つ目のコースとして、牟礼病院前の信号のある交差点、そこから大倉センターの手前、もしくは西側の川沿いの道を上がって中学校や小学校へ行くと。あと、もしくは手前の今、ましまの衣料品屋さんがありますけれども、あそこの信号を右に曲がって、片城から内海小学校へ通うというのが2つ目です。3つ目に、植松の馬場の下から、ヤマヒサの工場の下を通りまして、旧県道を横切って、旧掘本の酒屋さん、そこを歩いて内海小学校へ行くというようなルート、これは2番と3番については、植松の子供たちが歩く、通学する道になると思います。3つの道路を歩いてみまして、それぞれの通学路について危険性を感じました。

子供たちを安全に中学校、小学校に通学させ、子供の命を守るということが一番の、さ

つき教育長もおっしゃいましたけれども、そういうことが一番の課題だと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 交通安全は、先ほど言いましたように、子供の安全については非常に重要だと考えております。先ほど最後に申しましたように、現在の提案している案について、安田自治会と安田小学校PTA、保護者の皆様と十分に協議を行って、ともに納得できる通学方法について考えていきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

十分ご検討いただきたいと思っておりますが、事故が起こってからでは遅いので、本当に安全の確保のためにも、安田の子供たちをスクールバスでの通学ということを再検討をぜひいただいて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（谷 康男君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） お願いします。町有遊休地の適正管理と有効活用の促進について問わせていただきます。

町内各所において、旧公共施設跡地、学校跡地、草壁港や、旧内海庁舎周辺などの町有地が、具体的な利用計画のないまま放置され、雑草の繁茂や不法投棄など、管理上の課題が懸念されております。これら未利用資産の維持管理コストを抑制し、地域活性化や財源確保につなげるため、現在の遊休地の把握状況と管理体制の現状をお伺いしますとともに、今後の売却や民間活用、地域開放に向けた具体的な方針と、資産運用の全体的な計画を策定する考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員から、町有遊休地の適正管理と有効活用の促進についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、学校跡地や旧役場跡につきましては、具体的な利用計画は決まっておりますませんが、学校跡地につきましては、統合小学校完成後、既存校舎の活用方法や最終的な解体も含め、地元のご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。また、旧内海庁舎跡地につきましても、これまでの答弁でお答えしましたとおり、今後も国道の歩道整備や交差点改良等の事業が数年にわたり順次進められると聞いておりますので、これまで同様、資材や重機置場等で使用されると予想されますことから、事業完了までの間は現状のままで考えております。

なお、現在の遊休地の把握状況と管理体制の現状につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 私からは、現在の遊休地の把握状況と管理体制の状況につきましてお答えさせていただきます。

町有地の中で有効活用が可能な土地につきましては、現在有償での貸付けを行っております。貸付けを行っていない町有地につきましては、進入路がなかったり、活用できるほどの面積がなかったりするなど、活用できる土地はほとんどない状況でございます。管理体制としましては、雑草が繁茂した場合は、シルバー人材センターに草刈りを委託いたしております。

ご説明のとおり、民間活用や資産運用の計画を策定するほどの町有地がないというのが現状でございますが、維持管理コストの抑制のためにも、不要な町有地は売却も含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 町民の方々が特に気がかりになっている場所が2か所あるんですが、よく聞くのは。先ほど町長にお答えもいただきましたけど、以前にも僕が質問しました旧庁舎跡が特に気になるようです。それで、以前には道路の拡張が決定したら、面積とか入り口とかいうことで検討するということでお答えいただいたんですけど、もうほぼできた感じで考えられると思いますので、早急をお願いしたいと思います。

それと、もう1か所は、これも以前から特に言われるんですが、坂手の、数年前に水族館建設予定ということで用地を購入したという場所があると思うんですが、そこもそのまま、購入したままのようなので、今どうしてますか、今後はどうしますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 中川議員の再質問にお答えをいたします。

坂手地区の水族館用地としまして購入しました土地につきましては、現在ジャンボフェリー株式会社に貸付けを行っており、駐車場等として活用したり、また漁港に隣接する土地につきましては、漁港用地として活用しております。他の購入した町有地につきましても、事業実施のための目的があって購入しておりますので、活用できない土地っていうのはないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ジャンボフェリーへ借地として利用しとるということかね。そういうことですね。今も実際使われとんですか。分かりました。以上です。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次回は明日3月13日午後1時30分より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時28分